

平成28年 第4回

川西市教育委員会（定例会）議事録

川 西 市 教 育 委 員 会

| | |
|--------------|--------|
| 会議日程・付議事件 | 1 |
| 出席者 | 2 |
| 説明のため出席を求めた者 | 3 |
| 議事録作成者 | 3 |
| 審議結果 | 4 |
| 会議の顛末（速記録） | 5 ~ 29 |

会議日程・付議事件

会議日時 平成28年3月24日(木) 午後2時

場 所 川西市教育相談センター 研修室

| 日程 番号 | 議案 番号 | 付 議 事 件 | 備考 |
|----------|----------|--|----|
| 1 | | 議事録署名委員の選任 | |
| 2 | | 前回議事録の承認 | |
| 3 | | 事務状況報告 | |
| 4 | 議案第8号 | 教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則の 制定について | |
| 5 | 議案第9号 | 川西市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正す る規則の制定について | |
| 6 | 議案第10号 | 教育委員会権限事務の補助執行に関する規程の制定に ついて | |
| 7 | 議案第11号 | 市長の補助職員の教育委員会権限事務の専決に関する 規程の制定について | |
| 8 | 議案第12号 | 社会教育委員の委嘱について | |
| 9 | | 諸報告 | |

出席者

教 育 長 牛 尾 巧

委 員 加 藤 隆一郎
(教育長職務代理者)

委 員 磯 部 裕 子

委 員 服 部 保

委 員 鈴 木 温 美

説明のため出席を求めた者

| | |
|--------------------|------|
| こども未来部長 | 中塚一司 |
| 教育推進部長 | 石田剛 |
| 総務調整室長 | 中西哲 |
| こども家庭室長 | 山元昇 |
| 学校教育室長 | 若生雅史 |
| 教育推進部参事兼学務課長 | 尾辻美樹 |
| 教育推進部参事兼学校指導課長 | 岸敬三 |
| まなび支援室長兼地域こども支援課長 | 柘川隆雄 |
| 兼青少年センター所長 | |
| 中央図書館長 | 田淵敏子 |
| 教育総務課長 | 籾内寿子 |
| 教職員課長 | 上西浩之 |
| 施設課長 | 池下靖彦 |
| こども・若者政策課長 | 中西成明 |
| 子育て・家庭支援課長 | 釜本雅之 |
| こども育成課長 | 丸野俊一 |
| こども育成課主幹 | 河南裕美 |
| 生徒指導支援課長 | 株本一男 |
| 教育相談センター所長 | 杉村浩 |
| 社会教育・文化財課長兼文化財資料館長 | 井上昌子 |
| まなび支援室主幹兼中央公民館長 | 瀧花保 |

議事録作成者

教育総務課主査 岸本匡史

議案等審議結果

| 議案 番号 | 議 案 名 | 提 出 年月日 | 議 決 年月日 | 議 決 結 果 |
|----------|------------------------------------|------------|------------|------------|
| 議案 8 | 教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則の制定について | 28.3.24 | 28.3.24 | 可 決 |
| 議案 9 | 川西市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について | 28.3.24 | 28.3.24 | 可 決 |
| 議案 10 | 教育委員会権限事務の補助執行に関する規程の制定について | 28.3.24 | 28.3.24 | 可 決 |
| 議案 11 | 市長の補助職員の教育委員会権限事務の専決に関する規程の制定について | 28.3.24 | 28.3.24 | 可 決 |
| 議案 12 | 社会教育委員の委嘱について | 28.3.24 | 28.3.24 | 可 決 |

[開会 午後 2 時]

牛尾教育長 それでは、只今より、平成 28 年第 4 回川西市教育委員会（定例会）を開会いたします。

牛尾教育長 まず、「本日の出席者」をご報告いたします。本日は、全員出席でございます。なお、「事務局職員の出欠」につきましては、事務局から報告をお願いいたします。

教育総務課長（藪内） 本日の「事務局職員の出欠」について、ご報告申し上げます。本日は、説明のため出席を求めた者は全員出席でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

牛尾教育長 次に、本日の「議事日程」につきましては、配付しております議事日程表のとおりであります。

牛尾教育長 これより日程に入ります。日程第 1「議事録署名委員の選任」を行います。教育長において、加藤委員、磯部委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

牛尾教育長 では次に、日程第 2「前回議事録の承認」でございますが、事務局において調製し、第 2 回定例会及び第 3 回臨時会の議事録の写しをお手元に配付しております。事務局から説明をお願いいたします。

教育総務課長（藪内） それでは、まず、第 2 回定例会の議事録につきまして、ご説明申し上げます。1 ページに会議日程・付議事件、2 ページに出席者を、3 ページに説明のため出席を求めた者、4 ページに審議結果を掲載してございます。議事録につきましては、5 ページからでございます。会議次第に基づきましてご審議いただきました経過等につきまして、調製させていただいております。また、第 3 回臨時会につきましても同様に調製させていただいておりますが、非公開案件であるため、詳細な審議経過につきましては非公開とさせていただいております。

最後に署名委員の署名ということで、第 2 回定例会については服部委員、鈴木委員に、第 3 回臨時会については加藤委員、鈴木委員にご署名を頂戴しております。

以上でございます。

牛尾教育長 説明は終わりました。只今の説明について、質疑はございませんか。

牛尾教育長 それでは、お諮りいたします。第2回定例会及び第3回臨時会の議事録につきまして、これを承認することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

牛尾教育長 ご異議なしと認めます。よって、議事録につきましては、承認されました。

牛尾教育長 では次に、日程第3、事務状況報告であります。事務局から報告をお願いいたします。

こども未来部長 (中塚) それでは、こども未来部から2点報告させていただきます。
1点目が市議会総括質問・一般質問についてでございます。
市議会の各会派を代表する議員が市長の施政方針や予算編成方針に対して行います総括質問は、2月26日と29日の2日間、7会派のうち、6会派から、こども未来部と教育推進部、それぞれが所管する事業に関するご質問がありました。
こども未来部に関する主な質問としまして、施策のあり方に関する質問として、「子育て推進の環境づくりについて」をはじめ、「公立認定こども園開設に関する取り組み」や「待機児童解消に向けての取り組み」、「配偶者暴力相談支援センターの設置について」など、ご質問をいただきました。
教育推進部関連では、大きく整理しますと、2項目に分けることができ、
1点目は、教育の本質に係る質問で、「これからの学校教育に大事だと考えること」や「こころ豊かな育成の本質について」、さらには「小中一貫教育についての評価、および今後の検討」などについて、2点目は、28年度予算案として計上している事業に関する質問で、具体的には「中学校給食」、「スクールソーシャルワーカーの配置」、「小学校外国語活動に係る地域人材の活用」などについて、ご質問いただきました。
また、引き続き、3月1日・2日に開かれまして一般質問におきましては、11人の議員のうち、5人の議員からこども未来部所管事業について、4人の議員から教育推進部所管事業に関するご質問がありました。
こども未来部関連では、主に4項目ございまして、
1点目としまして、幼児2人同乗用自転車貸出事業など、複数のお子さ

んをお持ちになる世帯への支援に関すること、2点目が市立幼稚園・保育所の耐震対策や施設整備について、3点目が学校施設のトイレ改修に関すること、4点目としまして、若者を支援する施策について、ご質問をいただきました。

教育推進部関連では、4項目ございました。

1点目が中学校給食について、2点目が子どもの貧困の視点から、「奨学金制度の状況」「就学援助制度の認定基準」「生活困窮世帯の学習支援」などについて、3点目が小学校統合と小中一貫教育について、4点目としまして、若年層の自殺対策について、それぞれ、ご質問をいただきました。

この中でも、中学校給食や、小学校統合については、いろいろな視点からご質問・ご指摘をいただき、今後検討を重ねてまいりたいと考えます。

次に、市議会一般会計予算審査特別委員会についてでございます。3月8日から10日まで3日間、市議会一般会計予算審査特別委員会において、平成28年度予算の審査が行われました。

こども未来部と教育推進部の所管事業に係る主な内容につきまして、民生費の児童福祉費では、

- * 子育て世代包括支援センターについて
- * 待機児童解消に向けた取り組みについて
- * 市立保育所の耐震対策や減災の取り組みについて
- * 病後児保育事業の実施状況について
- * 成人式のアトラクションの充実について

教育費では、

- * 通学路の安全確保に向けた取り組みについて
- * 選挙権18歳に引き下げに伴う、学校教育内での取り組みについて
- * 留守家庭児童育成クラブの待機児童について
- * スクールソーシャルワーカーの具体的運用について
- * 学校図書館の蔵書率について
- * 小学校給食、中学校給食の取り組みについて
- * 定期健康診断以降の治療勧告後の、受診率について
- * 学校施設における空調設備整備の進め方について
- * 加茂遺跡の保存活用について
- * 中央図書館の取り組みについて

となっております。

報告は以上でございます。

教育推進部長

続きまして、私の方から、平成27年度川西市立学校・幼稚園・保育所

- (石田) の卒業式・卒園式・修了式につきまして、ご報告いたします。
卒業式として、小学校16校が3月18日(金)、中学校7校が3月11日(金)、川西養護学校高等部が17日(木)、同小中学部が23日(木)に、また卒園式として、幼稚園9園が17日(木)に、修了式として、保育所8所については16日(水)・19日(土)・23日(水)のいずれかで実施され、すべての学校園所においても、この佳き日に向け準備、予定していたとおり、子どもたちの新たな門出を祝い、送り出すことができました。
- 来賓として、当日、式にご出席いただきました教育委員の皆様におかれましては、ご多忙の中、子どもたちの晴れの姿を共に見守り、祝福いただき、ありがとうございました。
- 私からは以上です。
- 牛尾教育長 只今の報告について、ご質問はございませんか。
- 磯部委員 3番の報告事項につきまして、質問ではなく意見です。
今回、教育委員会として初めて保育所の修了式に臨みました。臨むに際しまして、こども未来部こども育成課のご担当の方から、当日の式次第やご来賓の方々の情報など、細かな段取りにつきまして資料をいただきました。とても分かりやすく、スムーズに式に臨むことができました。ありがとうございました。
- 修了式に参りまして、保育所の方々も「こんなこと初めてです」ということがございました。例えば市議会議員の先生方がお見になったりしたことがございます。例えば今まで幼稚園・小学校・中学校では市議会や県議会の先生方がお見えになることがありましたが、保育所ではなかったということでした。例えば所属の伺い方など、いろんなノウハウを幼稚園・小学校・中学校ではお持ちだと思しますので、ぜひ保育所の皆様にもお伝えいただきまして、スムーズに修了式が進むようにしていただければと思っております。
- 以上です。
- 牛尾教育長 ありがとうございます。
- 加藤委員 今のところですが、議員の先生方に出席いただけるようになったというのは、今までは行っていなかったのに、今回、教育委員会が所管するようになったから行っていただけるということですか。

磯部委員

何かお伝えしたというように伺っておりますが。

加藤委員

今までは、市長部局のこども家庭部であった時期には伝えていなかったようなことを、教育委員会に入ったから伝えるようなシステムに乗ったということですか。

こども育成課
主幹（河南）

このたびは本当にありがとうございました。お世話になりました。
今までは、市長部局の方におりまして、今回、教育委員会の方でされているような各所へのプレスの仕方が大きく違っておりました。積極的に、市議会などに一斉に日程の方を直接お伝えするようなことをしていませんでした。地域の中で議員の皆さまなどにお世話になっている園については個別には来ていただいていた経過はありますが、一斉にプレスを幼稚園・小学校・中学校とあわせてしていただくようになったのは今年度からです。予定していなかった、案内をこちらの方が直接お渡ししていなかった来客がありまして、今年度は少し各保育所の方でばたばたするような点がございました。これからは対応の方をきちんとしていけるようにしてまいりたいと思います。

本当にいろいろお世話になりました。ありがとうございました。

牛尾教育長

よろしいでしょうか。

加藤委員

ただ、今、河南主幹が言われたこともありますが、教育委員会が保育所を所管するようになったからといって、保育所には保育所なりの文化があるわけであって、今までの。だから、そこに、幼稚園のやり方や、教育委員会が今までやってきた幼・小・中のやり方をそのままぶつけるということは正しいかどうかということは、もう少し考えなくてはいけないことだと思います。我々はきちんとしていいと思うかもしれないけども、それは保育所にしてみると、修了式のあり方と卒園式のあり方は全く違うわけであって、保育所は入園式があるわけでもなくて、随時の形でしょう、入ろうと思えば。だから、そういう違いもあることにおいては、あまりにもこっちに入ったからってこのやり方ということではなくて、こんなふうにしてやっているからこうですよっていうふうにならずに少しずつならしていくなり何なり、幼稚園におけるやり方をそのまま持っていくというのは、考える余地があるのではないかと思っています。

以上です。

こども未来部長
(中塚) 昨年4月に教育委員会事務局の方に2部体制で来させていただきました。やっと1年たったところで、今、様々なご指摘ですね、そのほかのことについてもいただいているところは正直ございます。そのあたりにつきましては今まで気づかなかった視点とか正直ございますので、いただいていますご意見につきましてはよく斟酌させていただいて、これからのとるべき道を十分検討していきたいと思えます。

よろしく願いいたします。

牛尾教育長 ほかにございませつか。よろしいでしょうか。

牛尾教育長 それでは事務状況報告については以上といたします。

牛尾教育長 では次に、日程第4、議案第8号「教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則の制定について」であります。事務局からご説明をお願いいたします。

教育総務課長
(藪内) それでは、議案第8号「教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明申し上げます。議案書の1ページをご覧ください。

本件は、教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則を制定することについて、川西市教育委員会事務処理規則第10条第1号の規定により議決を求めるものでございます。

提案理由は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の制定等に伴い、規則の一部を改正する必要があるためでございます。

規則案の内容につきましては2ページでございますが、詳しくは新旧対照表でご説明いたします。

3ページをご覧ください。

第1条第9号の「異議申立て」を「審査請求」に改めます。行政不服審査法は、現行法を廃止し、新法として、同名の法律が制定されたものであり、主な変更点は、審理員による審査手続・第三者機関への諮問手続の導入、「異議申立て」手続を廃止し、不服申立て手続を「審査請求」に一元化、審査請求をすることができる期間を60日から3か月に延長、の3点です。なお、一点目の審理員制度についてですが、教育委員会等の行政委員会については、組織構成上、公正中立性が担保されていると考えられ、審理員制度等については適用しないものとなっております。今回の規

則改正は2点目に関係するもので、従来は処分庁に対する不服申立ては「異議申立て」、処分庁の上級庁に対するものは「審査請求」とされていましたが、新法では最上級庁に対する「審査請求」に一元化されたことによるものです。

なお、この規則は、平成28年4月1日から施行しようとするものでございます。

説明は、以上です。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

牛尾教育長

説明は終わりました。質疑・ご意見等はございませんか。
よろしいでしょうか。

牛尾教育長

それでは、お諮りいたします。議案第8号につきまして、これを可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

牛尾教育長

ご異議なしと認めます。よって、議案第8号につきましては、可決されました。

牛尾教育長

では次に、日程第5、議案第9号「川西市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について」であります。事務局からご説明をお願いいたします。

教育総務課長
(藪内)

それでは、議案第9号「川西市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明申し上げます。議案書の4ページをご覧ください。

本件は、川西市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則を制定することについて、川西市教育委員会事務処理規則第10条第1号の規定により議決を求めるものでございます。

提案理由は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の制定等に伴い、規則の一部を改正する必要があるためでございます。

規則案の内容につきましては5ページでございますが、詳しくは新旧対照表でご説明いたします。

6ページをご覧ください。

教育総務課の事務分掌に「審査請求に関すること」を追加し、号の繰り下げ、文言の修正を行うもの及び学務課の事務分掌に「部内の総合調整に

関すること」を追加しようとするものです。「審査請求に関すること」につきましては、先ほどの議案第8号で説明いたしました制度改正に関するもので、審査請求がなされた際に、教育総務課においてその事務の調整を行おうとするものです。

第20号につきましては、文言の整理でございます。

学務課の事務分掌の「部内の総合調整に関すること」につきましては、本市においては、部の庶務を担当する課にはこのような規定がなされていることから、今年度から部庶務担当課となっている学務課に同様に規定しようとするものです。

なお、この規則は、平成28年4月1日から施行しようとするものでございます。

説明は、以上です。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

牛尾教育長

説明は終わりました。質疑・ご意見等はございませんか。
よろしいでしょうか。

牛尾教育長

それでは、お諮りいたします。議案第9号につきまして、これを可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

牛尾教育長

ご異議なしと認めます。よって、議案第9号につきましては、可決されました。

牛尾教育長

では次に、日程第6、議案第10号「教育委員会権限事務の補助執行に関する規程の制定について」であります。事務局からご説明をお願いいたします。

教育総務課長
(籾内)

それでは、議案第10号「教育委員会権限事務の補助執行に関する規程の制定について」ご説明申し上げます。議案書の7ページをご覧ください。

本件は、教育委員会権限事務の補助執行に関する規程を制定することについて、川西市教育委員会事務処理規則第10条第1号の規定により議決を求めるものでございます。

提案理由は、教育委員会権限事務を市長部局の職員が補助執行するにあたり、必要な事項を定める必要があるためでございます。

8ページをご覧ください。

第1条で趣旨を、第2条で補助執行させる事務を、第3条で補則を規定しています。

第2条の補助執行させる事務は、平成27年第23回教育委員会(臨時会)の議案第32号で可決いただいた、市長との協議のとおり、「(1)学校施設の営繕計画及びその実施に関すること。」「(2)学校施設の補助金等に関すること。」「(3)学校施設に関する調査、研究及び統計に関すること。」「(4)学校施設台帳に関すること。」「(5)その他学校施設の管理保全及び整備補修に関すること。」の5項目と、従前は市規則において市民課で補助執行することを規定していました「(6)児童生徒の転入学手続に関すること。」をあわせて規定することとしています。

なお、この規程は、平成28年4月1日から施行しようとするものでございます。

説明は、以上です。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

牛尾教育長 説明は終わりました。質疑・ご意見等はございませんか。

磯部委員 今回の規程の制定は、施設課が教育委員会から市長部局に移行するにあたっての規程の制定ですね。

教育総務課長
(藪内) 委員のおっしゃるとおりでございます。

牛尾教育長 ほかにございませんか。

加藤委員 市長の補助職員というのは、結局、公共施設マネジメント室、その部に移るって意味ですね。この補助職員というのはその人たちのことですね。

教育総務課長
(藪内) 今回、施設課の職員が市長部局の方に移りますので、そちらの方で、市長部局の職員として教育委員会の職務の方を補助執行されるということに伴うものでございます。

牛尾教育長 ほかにございませんか。

牛尾教育長 それでは、お諮りいたします。議案第10号につきまして、これを可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

牛尾教育長 ご異議なしと認めます。よって、議案第10号につきましては、可決されました。

牛尾教育長 では次に、日程第7、議案第11号「市長の補助職員の教育委員会権限事務の専決に関する規程の制定について」であります。事務局からご説明をお願いいたします。

教育総務課長
(藪内) それでは、議案第11号「市長の補助職員の教育委員会権限事務の専決に関する規程の制定について」ご説明申し上げます。議案書の9ページをご覧ください。

本件は、市長の補助職員の教育委員会権限事務の専決に関する規程を制定することについて、川西市教育委員会事務処理規則第10条第1号の規定により議決を求めるものでございます。

提案理由は、教育委員会権限事務を市長部局の職員が補助執行するにあたり、必要な事項を定める必要があるためでございます。

10ページをご覧ください。

本規程は、議案第10号と関連するもので、市長の補助職員が補助執行することとなる事務について、その専決区分について規定しようとするものです。

第1条で教育委員会権限事務を専決することについて、第2条でその専決区分について、第3条で特別な場合の処理について規定しています。

第2条の専決区分については、共通専決事項については川西市教育委員会事務処理規則の規定を準用することとし、その際、市長部局の職位と教育委員会事務局の職位の読み替えを規定し、個別専決事項については別表を定めています。11ページをご覧ください。別表の内容につきましては、現在の施設課及び市民課と同じ内容としています。

なお、この規程は、平成28年4月1日から施行しようとするものでございます。

説明は、以上です。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

牛尾教育長 説明は終わりました。質疑・ご意見等はございませんか。
よろしいですか。

牛尾教育長 それでは、お諮りいたします。議案第11号につきまして、これを可決することにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声）

牛尾教育長 ご異議なしと認めます。よって、議案第11号につきましては、可決されました。

牛尾教育長 では次に、日程第8、議案第12号「社会教育委員の委嘱について」であります。事務局からご説明をお願いいたします。

社会教育・文化財課長（井上） それでは、議案第12号「社会教育委員の委嘱について」ご説明申し上げます。

議案書12ページから13ページをご覧ください。

議案書13ページに載せております8名を社会教育委員に委嘱するについて、川西市教育委員会事務処理規則第10条第1号の規定により議決を求めようとするものであります。

本案は、平成28年3月31日で社会教育委員の任期が満了となることに伴い、新たに社会教育委員を委嘱する必要があるためであります。

任期は、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの2年間あります。

なお、未定の学校関係者につきましては、市内の小学校及び中学校からそれぞれ1名が委員として就任を願っているところであり、4月の校長会でご推薦いただく予定であります。ご推薦いただきますと、直近の教育委員会で提案させていただきますので、よろしく申し上げます。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

牛尾教育長 説明は終わりました。質疑・ご意見等はございませんか。

加藤委員 まず、この委嘱ですが、今回、新任の方が、9番、10番は別にして、新任と書いてあるところが4つあります。通常、新任として出てくるときには、履歴が添付されてもいいのではないかとこのように考えるんですが。去年まではそんなことは思わなくて、今年になって思ったんですが。そういうものは出さないものなんですか。あまり見たことがありませんが。

例えばこの8番の方だと、社会教育関係者で、この履歴だけで承認する

かどうかと言われても、考えづらいところがあるような気がします。どんな人物なのかということが分からないまま、ここでOKを出すというのはどうなのでしょう、教育長。

まあ、個人情報の問題があるかもしれませんが、これは公職ですからね。

牛尾教育長 実質どうですか、今までは確かに。私がお答えする方がいいかどうか。どうでしょうか。

加藤委員 出すのに問題がなければ。

牛尾教育長 ある程度説明できる内容があれば、新任の方について。この備考の経歴はこうですけども。

社会教育・文化財課長（井上） 本日お示した名簿ですが、従前のやり方、あとこちらの教育委員会の方で、ほかの委員の方の分とかも参考にさせてもらって、備考のところに詳細な経歴を出してない形になります。出せないというものではないかと思しますので、また出させてもらいましょうか。

加藤委員 通常の形というか、例えば役所の中で行政的にそれは出さないのが通例であるとしたら、また何か理由はあると思うんですが、どうしても見たいというわけではないんですが、もし新人の人が来るんでしたら、もう少し知らないと審議のしようがないという感じを持ちました。確認だけしてもらったら。

社会教育・文化財課長（井上） 口頭でよろしければ、今ご説明させてもらう形でよろしいでしょうか。

加藤委員 今はいいと思います。また、その辺のところ、事務処理の方お任せしますので。

社会教育・文化財課長（井上） そうしましたら、一度調べさせていただきまして、再度、資料の方、提出し直させていただくという形でさせていただきたいと思います。

加藤委員 可能であればいいですよ。どうしてもと出さなくても。それが慣例であって慣例に従うのであれば。出してもらった方が分かりやすいかなということですよ。

社会教育・文化財課長（井上） 分かりました。その辺検討させていただきます。

牛尾教育長 ほかに。

磯部委員 1番の方に関しては、かなり長い間、社会教育委員に携わっていただいています。とても長く貢献いただいている、お年のこともあってご負担ではないかなというのが心配になるところではございます。

牛尾教育長 それはご意見でよろしいですか。

磯部委員 はい。

牛尾教育長 ありがとうございます。
ほかにございませんか。よろしいですか。

牛尾教育長 それでは、お諮りいたします。議案第12号につきまして、これを可決することにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声）

牛尾教育長 ご異議なしと認めます。よって、議案第12号につきましては、可決されました。

牛尾教育長 では次に、日程第9、諸報告であります。諸報告1「小規模保育施設の開園について」事務局からご報告をお願いいたします。

こども・若者政策課長（中西） それでは、諸報告1、小規模保育施設の開園についてご説明させていただきます。恐れ入りますが、資料1をご覧ください。
小規模保育事業につきましては、平成27年第22回教育委員会、諸報告で事業者の選定についてご報告いたしました。清和台中学校区及び東谷中学校区において選定された「社会福祉法人 植村慈仁会」、「株式会社エムズ」により、施設の整備が進められてきたところでございます。
それぞれの施設整備については、多少進捗に差がありますものの、4月1日開所に向けて目途が立ったところでございます。

清和台中学校区におきましては、清和台3丁目の清和台ガーデンモール2階に定員19名で「清和台おうち保育園」として、東谷中学校区では、見野2丁目、能勢電鉄山下駅前のエスポワール山下1階に定員19名で「はっぴいばーす」として、3月初旬に認可申請がなされ、3月中に認可される見込みでございます。

現在、入所者の選考も進められているところであり、両施設とも、平成28年4月1日付開園の予定でありますことをご報告申し上げます。

説明は以上でございます。

牛尾教育長

只今の報告について、ご質問はございませんか。

磯部委員

「清和台おうち保育園」に関してです。利用者向けの説明会が3月26日あると伺いました。そこから4月1日の開園までとても期間が短く、選ばれる方もとても困るだろうと思っております。これは3月中に認可ということですので、認可を受けないと説明会ができないのか、説明会がずれ込んでしまったのか、どのようになっていますでしょうか。

こども・若者政策課長（中西）

後程、こども育成課の方からあるかと思えますけども、まず1点、施設整備の方、非常にスケジュールがタイトであったというのが1つの理由として挙げられます。ぎりぎりの中で、スケジュール的には内装工事の方、業者から法人さんが引き渡しを受けるのがもうこの時期だというふうな状況になっているという、1点、理由として挙げられる状況でございます。以上です。

こども育成課長（丸野）

ただいまの説明にプラスしまして、事前にもうこういうのが建つということで認可申請の方もいただいております、書類はチェックしております。ただ、その現地の工事がおくれている関係で、どうしても中身を見ていただきたいというのがございまして、26日にずれ込んだところでございます。ただ、もう事前に入所申込みの受付をさせていただいております、今のところ14人の方の申込みがある状況でございます。

以上でございます。

磯部委員

ありがとうございました。

牛尾教育長

よろしいでしょうか。

牛尾教育長

只今の報告について、ご質問はございませんか。

磯部委員

資料の最後のページの採点集計表ですが、拝見しますと、「施設・財務に関すること」の施設整備計画については、28点であり点数がとても低いような気がします。平均で60%あればいいということですが、この項目は完全に60%を切っていると思います。この点については、詳細までは分からないでしょうか。

こども・若者政
策課長(中西)

今回の整備法人を応募した土地でございますが、非常に条件が厳しいというか悪い。まず広さがそれほどないのが1点。それとまた、利用に関して土地の利用制限がある部分があります。それともう一つ、応募に際して、一定、応募期間が若干短かったというところございます。その中で、条件に合った施設の建設というところで概略の設計をいただいたわけですが、提出いただいた書類に関しては、若干、主なところでいいますと、例えば駐車場の配置のところ、出入りなり交差をする部分に大変問題があったと。あとまた施設内のトイレであるとか、調理室であるとか、そういうところに、専門委員さんをはじめとして、設計についてはもう少し検討の余地があるんじゃないかということで、そういう意味では評価が非常に低うございました。

結果、選考の上で、確かにここの部分の点数は低いということはございますが、全般的にその他の項目、法人としての姿勢であったり実績ということでは高い評価を得ておりますので、事務局側の方で法人の方とその辺の設計等については十分協議して修正を行った上で、事業を進めるようにというところのご指示をいただいた上で、選定に至ったところでございます。

以上です。

磯部委員

ありがとうございます。では、そのようによろしく願いいたします。

加藤委員

まず質問の前に、今のご説明も非常に、課長、言いにくそうでしたが、結局のところ、一番の要諦というのがこの施設整備計画のところになっていたから、会議で採点された方も、そこのところが一番悩みの種だったわけね。結局、こういうふうに反映されて、ほかの項目は一般論でいけるけど、ここは一般論ではいけなくて、ここの特殊性を加味した形になったから、不安がここに集中したということで、磯部委員言われたように、これ

から先の出来栄えというのが、ここだけではなくて、周りからも全部見られているわけであるから、一番注意すべきなんでしょうね、この施設の整備の計画のところについては。

それで、質問なんですけど、これ、この審査事項の項目っていうのは何かのひな形があるんでしょうか。というのが、この項目の変え方によっては採点は幾らでも変えられるわけであって、一番みんなが賛成しやすいような項目を増やしてしまえば、6割なんて簡単なことになると思うんです。ここは例えば28点が14点であってもね。

あと、満点の60%っていうのは、これも何かしら採点集計の場においては通常ですか。これも、操作すれば、50にすればいけるし、70にすれば厳しくできるしというようなことができると思うので。そんなことがもしできるのであれば、こちらで操作できるという言い方が変なのかわからないんですけど、その辺はどうなんでしょう。

こども・若者政 策課長(中西) まず審査基準です。基本的には我々の方で決めさせていただいています。ただ、もちろんこれを決めるにあたりましては、他市町なりの事例、それと、もちろんこういった基本的にある法人さんの成り立ちの項目であったりということは参照にさせていただきながら、最低限必要なものは入れさせていただいた上で、場合によっては、川西市なりの独自性は加味するところはあると思います。その辺のところは部会の方で、選定の方の審査は部会員さんの方でしっかりと決めさせていただくと。事務局提案に基づいて部会の方で修正は一部入っておりますので、部会で決めさせていただいております。それが1点ございます。

それと、先ほど点数の60%というのは、これに明確なこういう理由ですという根拠はございませんが、やはり、大体、平均的な点数という形でとりますと、大体6割が平均的なものになりますので、これを下回るということは、ちょっと問題があるだろうというところで決めさせていただいております。

それと、全体的なですね、大きな意味でいえば、我々として恣意的なことができないという意味では、先ほど申し上げたとおり、一定、選考部会の方で審査基準、審査方法については、提案させていただいて、妥当であろうというところの判断をいただいた上で、その審査基準をもって部会員の方で審査いただくと。それぞれの専門委員さんがもちろん見識というところを判断いただくとというところで判断させていただいております。

以上です。

加藤委員 ありがとうございます。

牛尾教育長 ほかにございませんか。

牛尾教育長 それでは諸報告2については以上といたします。

牛尾教育長 では次に、諸報告3「市指定文化財について」事務局からご報告をお願いいたします。

社会教育・文化財課長(井上) それでは、諸報告3「市指定文化財について」説明させていただきます。資料3をご覧ください。

市内には、現在、指定文化財が68件ございます。そのうち、国指定が14件、県指定が18件、市指定が36件ありますが、今回、平成28年3月16日付で新たに1件、黒川字奥山ブナ群落(妙見山のブナ林)につきまして、川西市文化財保護条例第3条に基づき市指定文化財として指定することについて、適当とする旨、川西市文化財審議委員会より答申を得ましたので、ご報告申し上げます。

今回、指定答申を得ましたブナ群落の所在地ですが、資料3の3ページ目と4ページ目、それぞれ赤で印を付けているところでございます。川西市黒川字奥山1番8の一部にあたり、妙見山山頂下にあります妙見宮から南西に下ったところになります。

所有者は、「宗教法人真如寺」で真如寺関係者を事務局とするボランティア団体「ブナ守の会」によって保全活動が行われています。

区域面積は、約700平方メートルで、現在区域内では8本のブナが確認されています。

5ページ目から6ページ目に現地の写真を付けておりますので、あわせてご覧ください。なお、指定区域内には、ブナ以外の樹木も生育しておりますので、写真には、ブナ以外の樹木も写っております。

今回のブナ群落の指定答申理由としましては、ブナ群落は、冷温帯に広く分布しますが、瀬戸内沿岸では六甲山、和泉葛城山、大和葛城山、そして妙見山にわずかに残るにすぎず、本地域のブナ群落は貴重であるということです。

また、川西市域のブナ群落は、既に昭和58年に大阪府の天然記念物に指定されていますブナ林の南側に隣接し、一体をなすものであり、小面積ではありますが、幹周り約2メートルの大径木もあることから、市の指定がされる価値があるということです。

大阪府側のブナ林は、約9.5ヘクタールに約400本のブナが確認され、同じくブナ守の会によって保全活動がされておりますが、今後、妙見山全体のブナ林を保全する上で、南側林縁部にあたる兵庫県側のブナの個体群の保全も欠かすことはできないものであります。以上のことから、市指定の天然記念物として指定することが適当であると答申を得ました。

なお、今後につきましては、明日、3月25日を指定日とし、それにあわせまして、明日付で市議会への資料配布及び記者クラブへの発表という予定で事務処理を進めているところでございます。これによりまして、市指定の天然記念物は、計8件となります。

以上、市指定文化財について、その答申があった旨につきまして、報告させていただきました。

以上でございます。

牛尾教育長

只今の報告について、ご質問はございませんか。

服部委員

ブナ群落の指定については、どうもご苦労様でした。

そのときの審議会で、次の文化財候補として台場クヌギとエドヒガンを取り上げていただいたようですけれども、その結果はいかがでしたでしょうか。

社会教育・文化財課長（井上）

文化財審議委員会、3月16日に開催いたしまして、今回のブナ群落につきましの答申を得たところなんです、その席で、今、服部委員がおっしゃられましたとおり、新たに挙がってきておりますエドヒガンと、あと台場クヌギにつきましてご説明させていただきました。

それにつきましては、4月に入りまして、現地の方、文化財審議委員で専門委員として自然系の先生、浅見先生という先生にお入りいただいておりますので、そちらの先生と一緒に現地を見ていくということで、日程を調整させていただいたところでございます。

以上でございます。

牛尾教育長

よろしいですか。

服部委員

その委員会の細かい内容はよく僕も分からないんですが、台場クヌギの方が文化財として適当であるかどうかをもう少し事務局で審査しなさいという意見が出たとお聞きしています。もともと天然記念物というのは、人の手が全く入っていない原生林、それから大木は主な対象にはなっています

が、例えば並木ですとか、人間がつくった草原ですとか、そういうものも天然記念物に指定はたくさんされています。ですから、社会教育・文化財課としては、川西の自然を守るにはどうしたらいいのかという視点を持っていただいて、台場クヌギをもっと強く推薦していただきたかった。川西の自然についてどうなのか、子どもたちのためにもどうなのかということを引きちんと見て、推薦していただきたかったと思います。

というのは、実は国の天然記念物で、里山の天然記念物指定は既に3件もされています。そういう状況をきちんと調べておけば、文化財審議委員会の先生からそういう意見が出たときに、こちらからきちんと切り返せると思います。それが切り返せないで、そのまま帰ってきてしまうというのは、初めから台場クヌギというのは天然記念物に相当しないものだというような固定概念を持ってしまっていたのではないかと非常に心配に思います。日本一の里山といっているような状況、あるいは4年生の里山体験学習を実施しているというような状況などを含めて考えると、川西市全体としても、これを天然記念物に積極的に進めていくという姿勢が必要だと思えます。その姿勢が少し抜けていたのではないかと思います。先生方に全面的に委ねるのではなくて、あるいは個人的な概念で台場クヌギは該当しないというふうな意見を持つのではなくて、もっと基本的に日本全体の天然記念物なりを調べて、ここの大事さを訴えるべきだったと思います。だから、次回の文化財審議委員会に関しては、ぜひともそのような姿勢をもって、ただ単に向こうに中途半端な形で預けるのではなくて、こちらの姿勢をもって対応していただきたい。

以上です。

牛尾教育長

ご意見等でよろしいでしょうか。ありがとうございます。
ほかにございませんか。

磯部委員

市指定の文化財に指定された後は、教育委員会ではご案内のプレートのようなものを設置するということでしたでしょうか。

社会教育・文化財課長（井上）

プレートは順次設置をしていきたいということで考えていますが、予算の関係もございますので、以前にもう既に指定を受けているところでも、まだ設置ができてないところもあります。その辺を一部ですが予算を計上しましたので、順次やっていきたいと思っております。

以上です。

磯部委員 ありがとうございます。
引き続き、意見です。そのプレートの設置状況であるとか、どのように見せていくかということと、もう既に8件になったということですが、今後も積極的に保全をしていくと思いますが、どのように管理され、どのように保全されているかということも、あわせて、折りに触れご報告いただければありがたいです。よろしくをお願いします。

牛尾教育長 ありがとうございました。
ほかにございませんか。よろしいでしょうか。

牛尾教育長 それでは諸報告3については以上といたします。

牛尾教育長 では次に、諸報告4「生涯学習短期大学平成28年度入学案内について」、事務局からご報告をお願いいたします。

社会教育・文化財課長（井上） それでは、諸報告4「生涯学習短期大学平成28年度入学案内について」説明させていただきます。
資料4をご覧ください。
まず、今回募集いたします第23期生の学科ですが、「生命化学科」と「地理学科」の2学科です。初めに「生命化学科」を6ページから10ページに掲載しております。1年次では「細胞と、その内外で働く化学の世界」をテーマに甲南大学フロンティアサイエンス学部の先生7名にご指導いただきます。「地理学科」につきましては、11ページから15ページに掲載しております。1年次では「新しい地理学を学ぶ」ということで、立命館大学文学部の先生11名にご指導をいただきます。
次に2年次の学科「心理学科」と「スポーツ健康科学科」についてですが、1年次生が2年次生になりますので、今回は募集いたしません。
「心理学科」は、16ページから19ページに、「スポーツ健康科学科」は、20ページから23ページに掲載しております。「心理学科」は、来年度は「社会と心理学」をテーマに今年度に引き続きまして、同志社大学心理学部の先生10名にご指導いただきます。「スポーツ健康科学科」は、「享受から行為へ」をテーマにこちらも今年度に引き続きまして、立命館大学スポーツ健康科学科の7名の先生にご指導いただきます。
講義数は各学科とも年間20回で、アステ市民ホールにおいて5月下旬から12月初めにかけて実施いたします。
生涯学習短期大学は、平成26年8月にアステ市民プラザに移ったこと

で、それにあわせ、今年度の募集より各学科の定員70名から100名に増員しております。そのことにより、28年度からはすべての学科が100名となり、合計400名という学生数で事業を実施していくこととなります。

また、24ページから26ページで、レフネック学生以外の方も対象とした、オープン講座3コースを掲載しておりますので、あわせてご覧いただきたいと思います。

なお、以上、入学案内に掲載しておりますレフネック事業につきましては、6月25日と1月14日の生涯学習短期大学に係る懇談会においてお諮りし、ご意見等を頂戴しております。

また、入学案内につきましては、3月1日より市役所、各公民館、アステ市民プラザ、文化財施設等で配布するとともに、市広報誌3月号、市ホームページで募集案内をしております。現在、専攻学科第23期生を3月31日までで募集中でございます。

また、前回の定例会でご報告させていただきましたが、この3月1日より園田学園女子大学名誉教授の田辺真人先生をお迎えしております。

以上、生涯学習短期大学平成28年度入学案内についての説明を終わらせていただきます。

牛尾教育長

只今の報告について、ご質問はございませんか。

磯部委員

今回の学科の中で「生命化学科」がありますが、ミクロの世界で興味深いものでもあると思います。レフネックの目的については、この冊子の大塩市長のごあいさつにもありますとおり、「明るく、楽しく学び、元気に自己実現を図るもの」であると同時に、「習得した知識などを地域活性化に役立てていただくことを目的」としていると思います。またまちづくりに役立てていただくということも、入学式や修了式のごあいさつのときに伺っております。

今回、2つの学科を新たに募集します。それぞれのカリキュラムを拝見すると魅力的ですが、直接、川西市のまちづくりには結びついている内容が見当たらないのですが、卒業生がまちづくりや地域の活性化につながっていくようなビジョンというのはございますか。

社会教育・文化財課長（井上）

こちらの理念としましても、学んでいただいて終りではなしに、その中で学んだこと、あるいはそこでつくられた仲間等で、こちらも学生委員会制度などを設けていますので、仲間づくりの方も働きかけております。一

人ではできないことでも、グループ、気の合う者同士でも結構です。学んだことを地域で還元できる形でグループ登録あるいはNPO法人等、将来的に立ち上げてもらうようなところまで、できればいいんですが、なかなか一部の学生さんにお任せしてしまっているところもあります。こちらもそういうご意見聞いて、いろいろと教室、あるいは講座の部屋のとり方、あるいは機材の使い方など、いろいろご相談受けたところでは積極的にバックアップさせていただいているところです。

確かに学科の方、生命化学、地理学科、直接、川西とどないつながるんだろうというところでは、その辺どういう切り口があるのかなという学生さんの受け止め方もあるかと思うんですが、そういう何かやりたいという学生さんの中から意見があったときには、事務局としましては積極的にご協力していくという姿勢は持っているつもりでございますので、そこからさらに発展して、地域の活動、あるいは市のそういういろいろな事業の方にご協力いただけるよう、つながっていくよう、事務局としてはバックアップしていこうというように心がけております。

以上です。

磯部委員

ありがとうございます。ぜひよろしく願いたいします。

牛尾教育長

ほかにございませんか。

牛尾教育長

それでは諸報告4については以上といたします。

牛尾教育長

では次に、諸報告5「川西市民が望む図書館像とは(意見書)」について、事務局からご報告をお願いいたします。

中央図書館長
(田淵)

それでは、「川西市民が望む図書館像とは(意見書)」について報告させていただきます。

平成20年度に、川西市図書館協議会において「川西市立中央図書館における指定管理者制度導入」について、諮問し提言をいただきました。

提言では、中央図書館が目標とするところを「市民に応える資料を収集・提供し、子どもから高齢者まで幅広い年齢層に愛され、親しまれ、利用される魅力ある図書館である。」としています。

この目標を実現させるために、市民と密接なつながりを持つこと、市内の行政機関、教育機関と不断の連絡調整を行うこと、川西市における唯一の地域資料収集機関としての責任を果たせること、市民が安心して利用で

きる施設であることなど7項目の要件を協議会より提示いただきました。

中央図書館は提言を受けて、読み聞かせや障害者サービスのボランティア養成講座を実施し活動の場を提供したり、図書館ボランティア登録グループの活動支援や図書館行事への参加、市民の声による地域資料の収集、まちづくり情報コーナーの設置、一部照明のLED化やトイレの洋式化などの施設環境整備、また、「来館者アンケート」を実施してまいりましたが、来館者数、貸出冊数は減少傾向にあります。

今年度、提言から7年経過し、目標を実現できているのか、市民が望んでいるサービス等になっているのかを検証してもらうため、「川西市民が望む図書館像とは」をテーマとして、資料、図書館サービス、人材、施設、運営の視点ごとに、中央図書館の現状を説明しつつ、4回にわたり協議していただきました。

そして、去る2月24日、お手元にお配りしております資料5の「意見書」をいただきました。

この意見書を参考に、教育委員会、市長部局と共に、市民が望み、求める図書館となるよう、図書館運営と図書館サービスを行っていきたいと考えております。

以上、報告させていただきます。

牛尾教育長 只今の報告について、ご質問はございませんか。
よろしいでしょうか。

牛尾教育長 それでは諸報告5については以上といたします。

牛尾教育長 では、以上で本日の議事はすべて終わりました。
次回の定例教育委員会は、4月28日(木)午後2時から、庁議室において開会の予定です。

牛尾教育長 これをもちまして、第4回川西市教育委員会(定例会)を閉会いたします。
お疲れ様でした。

[閉会 午後3時6分]

以上会議の事項を記録し、相違ないことを認めましたので、ここに署名いたします。

平成28年4月28日

署名委員 加 藤 隆一郎 ⑩

磯 部 裕 子 ⑩